

## 東京都水道事業運営戦略検討会議設置要綱

### (目的)

第1条 都民生活と首都東京の都市活動を支える基幹ライフラインとして、将来にわたり安定的かつ効率的な事業運営を行う上で、外部の幅広い見地から意見・助言を得ることを目的に、東京都水道事業運営戦略検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 検討会議は、次に掲げる事項について意見を述べるとともに、助言を行う。

- (1) 水道事業の運営に関すること。
- (2) その他必要と認める事項に関すること。

### (構成)

第3条 検討会議は、20名以内の委員で構成し、委員は、水道局長が委嘱する。

### (任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員の欠員により補充する委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (座長)

第5条 検討会議に、委員の互選による座長を置く。

- 2 座長は、検討会議を招集し、会議を主宰する。
- 3 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

### (専門部会)

第6条 検討会議に、専門の事項を検討するための専門部会を設置することができる。

- 2 専門部会は、検討会議が定める事項について検討する。
- 3 専門部会委員は、検討会議の委員のうちから座長が指名する者をもって構成する。

### (専門部会長)

第7条 専門部会に、座長の指名による専門部会長を置く。

- 2 専門部会長は、専門部会を招集し、会議を主宰する。

### (関係者の出席)

第8条 座長は必要があると認めるときは、検討会議及び専門部会に委員以外の者を出席させ、又は他の方法により意見を聞くことができる。

### (会議等の公開)

第9条 会議（専門部会の会議を含む。以下同じ。）並びに会議録及び会議に係る資料（以下「会議等」という。）は、原則として公開とする。ただし、座長は、公開する

ことにより、公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があると認めるときは、会議等の全部又は一部を非公開とすることができる。

(検討会議の庶務)

第10条 検討会議の庶務は、総務部主計課において処理する。

(補 則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年7月7日から施行する。